

政令第二百二十七号

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令

内閣は、毒物及び劇物取締法（昭和二十五年法律第三百三十三号）別表第一第二十八号及び別表第二第九十四号の規定に基づき、この政令を制定する。

毒物及び劇物指定令（昭和四十年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第十九号の二の次に次の一号を加える。

十九の三 ナラシン、その塩類及びこれらのいずれかを含有する製剤。ただし、ナラシンとして一〇%以下を含有するものを除く。

第二条第一項第三十二号(1)中「一%」の下に「（マイクロカプセル製剤にあつては、五%）」を加え、同号中(134)を(135)とし、(31)から(133)までを(32)から(134)までとし、(30)の次に次のように加える。

(31) ニ・シアノ・三・三・ジフェニルプロパ・ニ・エン酸ニ・エチルヘキシルエステル及びこれを含む製剤

第二条第一項中第七十七号の二を第七十七号の三とし、第七十七号の次に次の一号を加える。

七十七の二 ナラシン又はその塩類のいずれかを含有する製剤であつて、ナラシンとして一〇%以下を含有するもの。ただし、ナラシンとして一%以下を含有し、かつ、飛散を防止するための加工をしたものを除く。

附 則

この政令は、平成十三年七月十日から施行する。ただし、第二条第一項第三十二号の改正規定は、公布の日から施行する。